

その他の制度改善事項について

その他制度改善事項について

(1) 日本年金機構の「年金制度に関する改善検討要望」

○日本年金機構においては、お客様の声のうち「年金政策、制度立案」に関するもの及び機構本部・地方組織からの要望(延べ約500件。制度改善及び機構単独で実施できない業務改善)を基に、機構本部にプロジェクトチームを設け、精査とりまとめを行い、本年3月22日に年金局に要望するとともに、HPで公表している。

<要望の例>

- ・受給資格期間の短縮等(25年を10年程度に短縮)
- ・国民年金任意加入制度の拡充(70歳までの加入の対象限定廃止)
- ・繰下げ支給の弾力化(70歳超の申立ケースの70歳からの遡及支払)
- ・滞納事業主に対する給付制限の導入

(2) 厚生労働省(年金局)に寄せられている「国民の声」

○厚生労働省に対して寄せられる国民の声については、平成21年10月以降、定期的に、その内容及び対応をHPで公表している。

年金制度関係では、昨年8月頃の「所在不明高齢者関係」、本年1月頃の「物価下落に対応した年金額の引下げ関係」など、ある時期に特定の事案に関する国民の声が集中的に寄せられることがあるが、恒常的には、

- ・年金額を引き上げるべき、在職老齢年金など様々な支給停止を見直すべき
- ・受給要件を緩和すべき、過去の期間の分の保険料を納められるようにすべき
- ・第3号被保険者制度や遺族年金の男女格差を見直すべき

といった意見が多く寄せられている。

(3) 国会での議論

○こうした事項に関し、例えば父子家庭への遺族基礎年金支給について、前臨時国会において、年金部会での検討を行う旨を、厚生労働大臣から答弁している。

遺族基礎年金の男女差について

① 国会における議論

参議院 予算委員会 平成23年9月29日

○松あきら議員

(略)

災害の父子家庭の孤立が問題になっている。自立支援は母子家庭だけなんです。遺族基礎年金は父子家庭には支給されないという現実があります。(資料提示)

この表を見ていただきたい。遺族年金78万8900円、子の加算分45万円、計124万2900円支給される、ところが父子家庭には支給されない、これは男女平等ではない、こういうふうに思います。(中略)

こういうふうに見ていただきたいんです。母子家庭ではマル、父子家庭ではバツ、こういうことがあってはならない。これについてしっかりと、私は、震災後の父子家庭が子供の貧困につながる状況を一刻も早く改善していただきたい、制度改善を要望いたします。総理、いかがでございましょうか。

○小宮山厚生労働大臣

この年金制度の改革につきましては、今社会保障審議会の年金部会で検討していますので、これはいろいろ就業形態や家族形態に母子と父子の場合では違いがございますけれども、見直しに向けて検討していきたいと思っています。ただ、これは遡ることができませんので、現在の震災に遭われた方につきましては、恐らくマルが付いていたと思いますけれども、児童扶養手当法を改正して、この児童扶養手当は父子家庭にも行くようにいたしましたので、こうしたことも活用をしながら見直しに向けて検討していきたいと思っています。

(参考) 現行制度における遺族年金制度の支給対象者

- 遺族年金は、世帯の生計の担い手が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた遺族の生活が困難にならないよう、所得保障をする仕組みである。
- 遺族基礎年金の支給対象者は、子のある妻又は子となっている。
- 遺族厚生年金の支給対象者は、遺族基礎年金の支給対象者に加え、子のない妻、55歳以上の夫・父母・祖父母及び孫に支給される。
- 以上のように、遺族年金の支給対象者には男女差が存在している。また、遺族給付においては、厚生年金の中高齢寡婦加算や、国民年金の寡婦年金など、女性のみ給付される制度が存在している。

○現行制度の遺族年金支給対象者

年齢	妻		子のある妻		子		夫・父母・祖父母		孫	
	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金
55歳以上	×	○	○ (子の18歳年度末まで※1)	○	×	×	×	○ (55歳以上※2)	×	×
30歳以上 55歳未満	×	○	○ (子の18歳年度末まで※1)	○	×	×	×	×	×	×
30歳未満	×	○ (有期5年間)	○ (子の18歳年度末まで※1)	○	○ (18歳年度末まで※1※3)	○ (18歳年度末まで※1)	×	×	×	○ (18歳年度末まで※1)

- ※1 障害のある者については20歳到達日まで
- ※2 55歳から60歳までは支給停止
- ※3 生計を同じくする父母がある間は支給停止

② 論点

○遺族基礎年金の支給対象は、男女の雇用機会・雇用条件等の相違の存在を前提に、母子家庭等に限り、父子家庭には支給されないが、この男女差をどう考えるか。

※なお、ひとり親世帯の児童に対する福祉の増進のため、児童扶養手当の制度がある。この児童扶養手当は、従来母子家庭を対象としており、また、所得による支給制限があるが、母子家庭と同様に経済的に困窮している父子家庭もあることから、平成22年に父子家庭への適用拡大が行われている。

○遺族基礎年金の支給対象者を拡大する場合、新たに財源が必要となり、この財源を手当てした上で行う必要があるが、どう考えるか。

○遺族基礎年金は、被保険者が死亡したときに生計を維持されていた者に対して支給されるという考え方によっているが、今後、父子家庭への適用拡大を検討する場合には、このことをどう考えるか。

※生計を維持されていたかどうかについては、将来にわたって850万円以上の収入を有しているか否か等によって判断している。

○厚生年金の中高齢寡婦加算や国民年金の寡婦年金など、遺族給付において女性のみ給付される制度が存在することについて、どう考えるか。また、遺族厚生年金は夫に55歳という年齢制限があることをどう考えるか。これらを仮に見直す場合には、必要な財源を手当てした上で行う必要があるが、どう考えるか。

児童扶養手当法の一部を改正する法律(平成22年法律第40号)の概要

概要

1. 児童扶養手当の父子家庭への支給

支給対象となっていない「子と生計を同じくしている父」について、児童扶養手当の支給対象とする。

2. 施行期日

平成22年8月1日

検討規定及び附帯決議

- 平成22年改正の児童扶養手当法等の一部を改正する法律附則には、父子家庭を含めた一人親世帯への支援施策の在り方についての検討条項が置かれている。なお、附帯決議では児童扶養手当制度について、他の所得保障制度との関係等も踏まえ、検討することとされている。

<<附 則>>

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<<附帯決議 (衆議院厚生労働委員会 平成22年5月19日)>>

七 児童扶養手当制度について、父子家庭に新たに支給することとなったこと、ひとり親世帯の所得状況、生活実態、社会経済状況の変化及び他の所得保障制度との関係等を踏まえ、その在り方を検討し、所要の措置を講じること。